

# 一一—一三世紀のハラブにおけるウラマー三家系

———スナナ派優遇策とウラマー———

谷 口 淳 一

【要約】 一一世紀末から一二世紀前半のハラブでは、宗派の違いを超えたウラマーの協調関係が見られた。シーア派のハッシャーブ家は住民の代表者として政治に大きな影響力を行使し、ハナフィー派法学を奉ずるアブー・ジャラーダ家の法官達は、多数派であるシーア派の見解に従って司法業務を行っていた。早くから土着化していた両家は、宗派的利害よりも地縁的な利害を優先させたのである。ところが一方で、一一世紀半ばに到来したアジャミー家や一部の支配者によって、一二世紀初めからスナナ派の勢力拡大が図られ、この動きがハラブに宗派対立をもたらし、一二世紀前半以降、ザンギー・アイニューブ兩朝下で進められたスナナ派優遇策はその傾向に一段の拍車をかけ、シーア派對スナナ派の騒乱が激化するとともに、ウラマーの動向においても宗派の持つ意味が重くなっていたのである。

史林 七九卷一號 一九九六年一月

## 一 は じ め に

イスラーム世界におけるウラマー（宗教指導者）は、その果たす社会的役割の重要性から研究者の注目を集めてきた。シリアやエジプトに関しては、一二世紀以降スナナ派優遇策を推し進めたザンギー朝やその後継政権下でのウラマーが主な研究対象となっている。本稿が扱う北シリアの中心都市ハラブ（アレppo）に限って言うと、スルデル、エッデ、モレーの研究が重要である。スルデルはVHに収録されているマドラス（学院）教授の情報を分析して、多くの教授がイランをはじめ

めとする東方出身者であることを明らかにした。<sup>①</sup> エッデはアイユープ朝時代のウラマーを多方面から分析し、彼らが行政官などとして政權に協力するとともにその保護と統制を受けていたこと等を具体例を挙げて示している。<sup>②</sup> モレーの研究も時代的にはアイユープ朝時代に限定されており、ウラマーに関する議論は大筋でエッデと同様である。<sup>③</sup>

他方それ以前のシリア社会に関する研究では、一〇世紀後半から一二世紀初めにかけて諸都市で見られた自治的な活動を担ったライース(市長)やアフダース(民兵)に焦点が当てられてきたが、ウラマーに対する関心は低い。<sup>④</sup>

このようにシリア社会の歴史研究は、一二世紀を境に対象が分かれていくのが現状である。双方とも当該時代の特徴的な動きが研究対象になっているのは当然のことであるが、それゆえ両時代の間で研究の視点にずれが生じてしまい、ややもすれば互いに断絶した時代であるかのような印象を受けがちである。この弊害を乗り越えるためには、一一世紀から一三世紀に至る時期を通して以上の問題点に検討を加え、この時代のシリア社会において何がどう変化していったのかを明らかにする必要がある。その作業によって変化の過程が明らかになれば、両時代の特徴をより明確に把握することにもつながるはずである。

この点で参考になるのが、シリアの中心都市ディマシュク(ダマスクス)のウラマーについて、「職業(官僚)化」と「組織化」という二つの観点から考察を加えたギルバートの研究である。彼の議論の中心は一二・一三世紀であるが、それ以前の状況も視野に入れて比較している点が興味深い。彼によれば、一二世紀前半までは緩やかであったウラマーに対する政府の統制は、ザンギー朝とそれに続くアイユープ朝下で強化され、一三世紀はウラマーが官僚化へ向かう転換期となった。一方スナ派四大法学派の組織的な確立は一二世紀以後のことであり、またそれは主に外来の法学者に負うことが多く、それ以前の在地のスナ派法学の伝統とは断絶があるという。<sup>⑤</sup> 元来一二イマーム・シーア派が多数派であったハラブの状況に、<sup>⑥</sup> スナ派が多数を占めてきたディマシュクに関する議論をそのまま当てはめることはできないが、両都市の比較を通してシリアに共通する問題点を探ることはできよう。

本稿ではまず、一世紀から一三世紀にかけてハラブで最も顕著な動きを見せたウラマーの三家系について、その動向に関する情報を提示する。次いでその三家系の動向の分析を通して、当該時代のハラブのウラマーをめぐる状況と彼らの動向に考察を加える。その際に特に注目する点は、各家系の帰属する宗派の相違に加えて、これらであまり問題にされなかった地域社会に対する土着性の違いである。<sup>⑦</sup>

- ① Sourdel, D. "Les Professeurs de Madrasa à Alep aux XII<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> Siècles d'après Ibn Sâdâd." *Bulletin d'Études Orientales* 13 (1951): pp. 85-115.
- ② Eddé, A. M. "Les 'Ulama d'Alep de la Fin du XII<sup>e</sup> au Milieu du XIII<sup>e</sup> Siècle." *Les Cahiers de la Méditerranée* 37 (1988): pp. 131-159; ———. "Une Grande Famille de Sha'fites Algépins." *Revue du Monde Musulman et de la Méditerranée* 62 (1991): pp. 61-71.
- ③ Morray, D. *An Aynûdî Notable and his World*. Leiden, et al., 1994.
- ④ 谷口肇「一三世紀のシリアの歴史学をめぐって」『イスラームの二千年(一九七三年)』: 一〇九頁; 三浦淑「トロンゴノムドリス」松田正三補遺編『イスラーム都市研究』東京大学出版会、一九九一年: 一〇七—一〇八頁。
- ⑤ Gilbert, J. E. *The Ulama of Medieval Damascus and the International World of Islamic Scholarship*. Diss. University of California, Berkeley: UMI 7812573, 1977; ———. "Institutionalization of Muslim Scholarship and Professionalization of the 'Ulamâ' in Medieval Damascus." *Shi'atâ Istanbûl* 52 (1980): pp. 105-134.
- ⑥ 当該時代のシリアのシムーン派については、次の文献を参照せよ。  
Khayr, H. M. "The Shiite Rebellions in Aleppo in the 6th A. H./12th A. D. Century." *Kivrisia degli Studi Orientali* 46 (1971):

pp. 167-195. なお本稿で「シムーン派」という語を用いた場合、原則として「シムーン派」を意味する。

⑦ 本稿ではヒジュラ暦と西暦とをいう形を年月日を示し、前者の月名もヒジュラ月を第一月として数字で示す。また本稿における括弧の使用は、原則として( )は直前の語の説明等、[ ]は語句の補充、[ ]は引用箇所の提示にそれぞれ用いる。ヒジュラ語の人名転写については、以下の略称を便宜用する。A.: Ahmâd, 'A.; 'Alî, ad.; al-dîn, 'Al.; 'Abd allâh, 'Ar.; 'Abd al-rahmân, 'H.; 'Hasan, 'H.; Hibba allâh, 'Hu.; Husayn, 'Ibr.; Ibrâhîm, 'Ish.; 'Ishâq, 'Isn.; Ismâ'îl, 'M.; Muhammad, 'Su.; Sulaymân, 'U.; 'Umar, 'Ya.; Yahyâ, 'Yu.; Yusuf.

中央略号

AH: Ibn Sâdâd, *Taz al-dîn. 'Iṭlâq al-Ḥaṭṭa fî Dīār Unṣar' al-Sûn wa-l-Jazīra*, I, 1 (Halab), Ed. D. Sourdel, Damascus, 1953.  
Azî: al-'Azîmî, Muhammad b. 'Alî, *Târîḥ Ḥalab (Târîḥ al-'Azîmî)*, Ed. I. Zar'ûr, Dimâṣq, 1984.  
BDN: Ibn al-Aḥîr, 'Alî, *al-Târîḥ al-Bâḥîr fî al-Dawla al-'Abbâsîya*, Ed. 'A. A. Tuluymât, al-Qâhira, (1963).  
BN: Ibn Kaṭîr, Abû al-Fîdâ', *al-Bidâya wa-l-Nihâya*, 14 vols. + index, Ed. A. Abû Maḥîm, et al. al-Qâhira, 1988.

- BT: Ibn al-'Adim, 'Umar. *Buġya al-Falab fi Tariḥ Ḥalab*. 11 vols. Ed. S. Zakkār. Dimasq, 1988.
- DMZ: al-Yamīnī, Quth al-dīn Muṣā. *Dayl Mīr'at al-Zamān*. 4 vols. Ḥaydarābād, 1954-61. Rep. al-Qāhira, 1992.
- DTM: al-Nu'aymī, 'Abd al-qādir. *al-Darīs fi Tariḥ al-Madīnat*. 2 vols. Ed. J. al-Ḥasanī. Dimasq, 1948-51. Rep. al-Qāhira, 1988.
- HQs: al-Iṣfahānī, 'Imād al-dīn. *Ḥarīda al-Qasr wa Jarīda al-'Asr: Qism Šī'arāt al-Šām*. 4 vols. Ed. Š. Faysal. Dimasq, 1955-68.
- IN: al-Fabbāḥ, Muḥammad. *Fiṣṣat al-Nuḥalāt bi-Tariḥ Ḥalab al-Šabbāḥ*. 7 vols. Ed. M. Kamāl Ḥalab, 1988.
- JM: al-Qurāṣī, Ibn Abī al-Walīd. *al-Jawāhīr al-Mu'āra fi Tabaqāt al-Ḥanafīya*. 2 vols. Ḥaydarābād, 1913-14.
- KD: Sibī Ibn al-'Ajāmī, Aḥmad. *Kunūz al-Dalab fi Tariḥ Ḥalab*. Ms. Borgia arabe 235. Biblioteca Vaticana. Rome.
- MB: al-Ḥamawī, Yaḥyā. *Mu'jam al-Buldan*. 5 vols. Bayrūt, n. d.
- MU: ———. *Mu'jam al-Uḍabā'*. 20 vols. Bayrūt, n. d.
- RD: Abū Šāma, Šihāb al-dīn M. *al-Rawāḍaḥayn fi Aḥbār al-Dawla*. *layn*. 2 vols. Bayrūt, n. d.
- RDa: ———. ———. 2 vols. Ed. M. H. M. Aḥmad. al-Qāhira, 1956, 62.
- TBG: al-Ḥarīb al-Baġdādī, Aḥmad. *Tariḥ Baġdād*. 14 vols. al-Qāhira, 1931. Rep. Bayrūt, n. d.
- TD: Ibn Asākir, 'Alī. *Tariḥ Madīna Dimasq*. Ed. Š. al-Munajjid, et al. Dimasq: Majma' al-Liġa al-'Arabiya bi-Dimasq, 1951-.
- TDM: Ibn al-Furāt, Muḥammad. *Tariḥ al-Duwal wa-l-Mamlak*. 9 vols. Ms. A. F. 117-125. Die Österreichische Nationalbibliothek. Wien.
- TWZ: Ibn Šaddād, 'Izz al-dīn. *Tariḥ al-Malik al-Zāhir*. Ed. A. Ḥūniyāt. Bayrūt, 1983.
- WVA: Ibn Ḥalīkān, Aḥmad. *Waḥayāt al-'Aḥyān wa Aḥbār Aḥnāt al-Zamān*. 8 vols. Ed. I. 'Abbās. Bayrūt, (1972).
- WW: al-Safādī, Saḥāb al-dīn Ḥalīl. *al-Waḥī bi-l-Waḥayāt*. Ed. H. Ritter et al. (Orient-Institut der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft). Wiesbaden, et al., 1949-.
- ZH: Ibn al-'Adim, 'Umar. *Zuhda al-Ḥalab fi Tariḥ Ḥalab*. 3 vols. Ed. S. al-Dahhān. Dimasq, 1951-68.

## ニ アブー・ジャラーダ (アディーム) 家

アブー・ジャラーダ家は、一・一二世紀にハラブの法官 (*qādī*) を多数輩出したハナフィー派法学者の家系である。本稿の主要史料である BT や ZH を著わしたカマールッディーン・ウマル (五八八—六六〇—一九二—二二六) はこの家系に属しており、その著作の中へしばしば自分の先祖に言及している。また彼が自分の家系に関する情報をまとめた *al-Aḥbār al-Mustafada fi Dīkr Banī Abī Jarāda* とくう書物は、ヤークナー (六二六—二二九年没) の文人事典 MU に引用されて伝えている。この BT や ZH に見られる情報を得ることに努める。

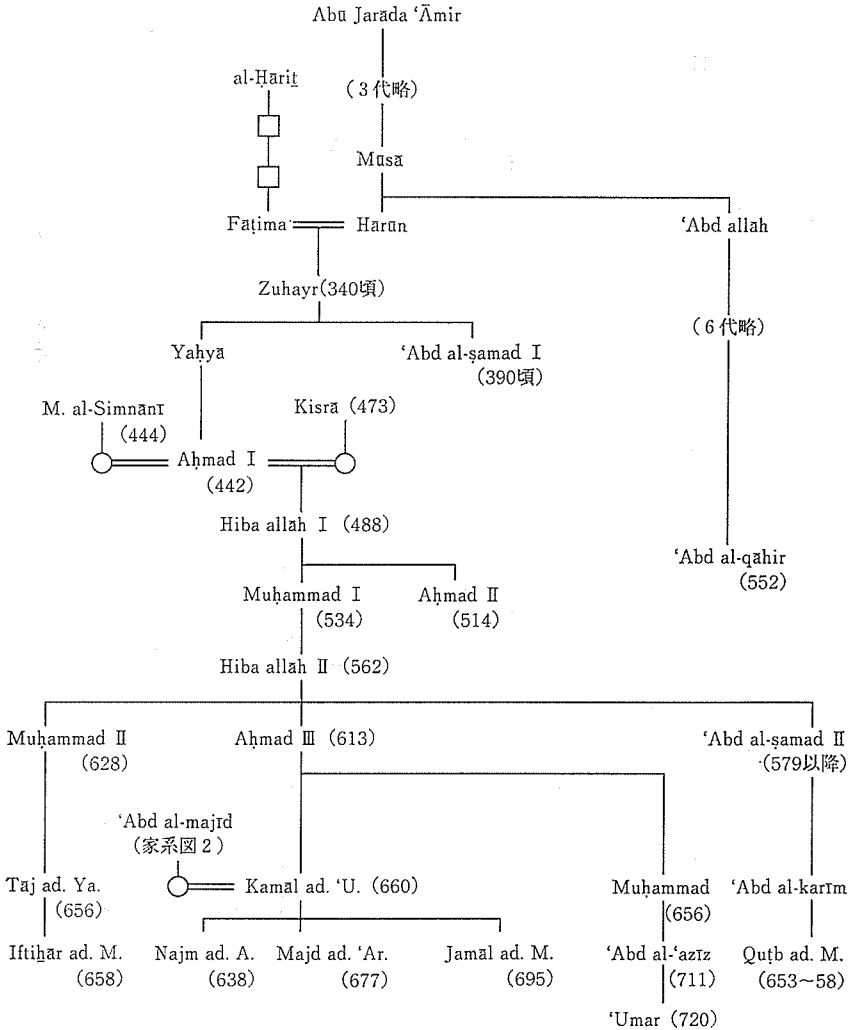
## 1 ハラブへの移住と土地の購入

アブー・ジャラーダ家の系譜は彼らが北アラブ系のウカイル (Uqayl) 族に属していることを示している。アブー・ジャラーダ家 Banu Abi Jarada という家名は、ウカイルから六代目のアーミルのクンヤ (添え名) を採ったものである [MU 16: 5]。

アーミルから五代目の子孫ムーサーの時には、彼らは南イラクのバスラに住んでいた。そしてこのムーサーがヒジュラ暦二百年以降にハラブへ移住したのである。その理由としては、商売のためにシリアへ赴いたという説と、疫病が発生したのでバスラを後にしたという二つの説が挙げられている [MU 16: 7]。いずれにせよ、バスラの一商人であったムーサーは、三ノ九世紀前半にハラブへ移住してきたのである<sup>②</sup>。

ムーサーには三人の息子が知られており、そのうちの一人ハールーンの子孫達からハラブの法官が輩出することになる<sup>③</sup>。このハールーンは、アブー・ジャラーダ家で最初にハラブ近郊の村に土地 (mil) を購入した人物である [MU 16: 19]。彼の息子ズハイル (三四〇/九五・五二年頃没) はさらに積極的に土地購入を推し進め、ウマルの時代 (二三世紀半ば) に同家が所有していた土地の大半はこのズハイルが取得したものであった [MU 16: 20]。

ズハイルは土地の一部をワクフ (宗教的寄進) 地とした。同家の土地として挙げられているハラブの五つの村のうち、同市の西南西約二〇キロメートルに位置するウーリム・クブラー (U'aym al-Kubra) にあった農地に関する当時のワクフ文書の抜粋が B1 に収められている。それによれば、その収益の一部は、キリキア地方のタルスースにあったダールという軍事施設の軍馬の購入や飼育及び戦士の給与のために支出されていた。その他の土地については、その位置をはじめとして詳細は不明であるが、同様に農地として経営されていたと思われる<sup>④</sup>。



家系図1 アブー・ジャラーダ (アディーム) 家

- ・ ( ) 内は没年 (ヒジュラ暦) である。以下の図も同じ。
- ・ ○は女性, □は男性を示す。以下の図も同じ。

2 ウラマーの名家へ

ハラブへ移住したムーサーからその孫のズハイルまでの三世代に関しては、彼らがウラマーであったと判断できるような情報は見出せない。同家の中でウラマーと見なせる最初の人物は、ズハイルの息子の一人アブー・アルファドル＝アブドッサマド（三〇頃—九〇頃／九三頃—一〇〇頃）である。ウラマーの人名録につきものの学歴記録が彼に至って初めて確認され、しかも彼が教えを受けた師の中に同家の人物は入っていない<sup>⑤</sup>。また、*ロハ*が収録するハディース伝承経路の中に、アブー・ジャラーダ家として最初に登場する人物はこのアブドッサマドである<sup>⑥</sup>。

アブー・ジャラーダ家最初のウラマーであるアブドッサマドは子を残さずに没し [MTU 16: 20]、アブー・ジャラーダ家の系譜はその兄弟ヤフヤーの子孫へと引き継がれていくことになる。

四三〇／一〇三八年頃、ヤフヤーの息子アブー・アルハサン＝アフマド（三八〇—四四二／九九一—一〇五一）は、アブー・ジャラーダ家の者として初めてハラブの法官に就任した [BT 3: 1223]。アフマドは、叔父のアブドッサマドなどからハディースを伝え聞いているが、ハナフィー派法学は当時の法官スィムナーニー<sup>⑦</sup>から学んでいる [BT 3: 1223-1224]。彼とアフマドの関係は師弟関係にとどまらず、後者は師の娘と結婚している [BT 3: 1224-1225]。

一方、法官アフマドと支配者との間には常に信頼関係で結ばれているわけではなかった。四四〇年四月一〇日／一〇四八年九月二日、当時ハラブを支配していたミルダース朝君主スィマールは、迫り来るファティマ朝軍にハラブの住民が街を明け渡すことのないようにと彼らの名士たち (*amuhl, a'yan*) を内城に拘束した<sup>⑧</sup>。その人々の中に法官アフマドも含まれており、二年後の四四二年八月八日／一〇五〇年二月一六日によく彼は釈放され下城した。アフマドは釈放されて間もない四四二年末／一〇五一年前半に没してゐる [BT 3: 1225-1226; ZH 1: 264]。

アフマドはキスラーという人物の娘とも結婚しており、この女性との間に生まれた子がアブー・アルファドル＝ヒバト

ッラー一世(四一三—八八〇・二〇二二—二三—九五)である [JM 2: 205; ZH 2: 92]。このキスラーはアフマドの没後に後任としてハラブの法官に就任し<sup>⑧</sup>、ヒバトッラーはキスラーが没した四七三—一〇八〇・八一年にその後任の法官に就任している [Azi: 351; MU 16: 21-22; ZH 2: 92]。

ヒバトッラー一世は没するまで法官職とジャーミーにおける導師職 (*al-imama bi-Halab*) にあつた [ZH 2: 128]。晩年はハラブの支配者から他の君主との関係を疑われて内城に拘禁され、しばらく後に赦されたが、帰宅途中に痛みを訴え、自宅へ運び込まれてそのまま没した<sup>⑨</sup>。

四八八—一〇九五年、息子のアブー・ガニム・ムハンマド一世(四四六—五三四—一〇五四—一三九)が後任としてハラブの法官職に就き、ジャーミーでの説教師職 (*Qaṭibā*) も兼任した [MU 16: 28-29; ZH 2: 128]。しかし父トゥトゥシュの没後を襲ってハラブの支配者となつたリドワーン(四八八—五〇七—一〇九五—一三三在位) は、四九〇—一〇九七年にムハンマドを解任した。リドワーンは親ファアティマ朝政策を推進したことで知られる君主で、同年九月一七日—八月二八日には全支配地域でファアティマ朝ハリファ・ムスタリーの名でフトバ(説教)を行なわせるに至つた<sup>⑩</sup>。そのため、アッバース朝のハリファの名の下で任命されたムハンマドは罷免されたのである。後任の法官にはファドルッラー・ウザニー *Faḍl allāh al-Zawzani* が任命された。ところが、彼はやがてリドワーンやイスマール派を批判するようになり、それが原因となつて、彼は四九五—一〇一〇二年に暗殺されてしまう。その結果、再びムハンマド一世がハラブの法官に任じられた [MU 16: 28; ZH 2: 128-129]。

五〇七—一一三三年にリドワーンが没した後、一五年間に一〇人の支配者が交代するという政治的混乱の時期をハラブは経験するが、その間も一貫してムハンマド一世が同地の法官を務めた。彼は父祖と同様にハナフィー派法学を奉じていたが、司法業務に関しては住民の多数を占める一二イマーム派の見解に従つていた<sup>⑪</sup>。

またムハンマド一世は、ハラブ住民を代表する外交使節としても活躍している。五一八—一二四・二五年、君主が不



在のままハラブは十字軍勢力に包囲された。この時彼はハラブの有力者達が選任した使節団の一員としてマウシルを訪れ、アクスンクル・ブルスキの援軍を得ることに成功し、故郷を窮地から救った [Br. 4: 1964-1966]。

ムハンマドは三〇年以上もの間ハラブの法官を務め、五三四年四月／一三九一年一月に没した [ZH. 2: 274]。祖父アフマドがアブー・ジャラーダ家初の法官に就任してから既に百年が経過していた。この一世紀の間に、同家はハラブの法官を輩出する名家としての地位を確立したと言えるだろう。

### 3 ザンギー朝・アイユーブ朝時代

#### (1) 法官職の喪失

五三四／一一三九年に父ムハンマドの後任としてアブー・アルファドル・ヒバトラー二世(四九九―五六二／一一〇六―六七)が法官に就任した時 [ZH. 2: 274]、ハラブはザンギー朝の支配下でようやく政治的な安定期を迎えていた。同王朝とそれに続くアイユーブ・マムルーク両朝の下で、スンナ派優遇策が推進されたことはよく知られている<sup>⑧</sup>。スンナ派法学の一派であるハナフィー派を代々奉じてきたことを思うと、アブー・ジャラーダ家にとっては歓迎すべきことであったと考えるのが自然であろう。しかし事態はそう単純ではなく、両王朝下での同家の立場は微妙に揺れ動いていた。

ザンギー朝の君主ヌールッディーン・マフムード(五四一―六九／一一四六―七四年在位)は、スンナ派優遇策を特に積極的<sup>⑨</sup>に推進したことで有名である。彼はその政策の一環として、五四三／一一四八・四九年にハラブのアザーン(礼拝への呼び掛け)をシーア派式からスンナ派式へ変更したが、当時の法官ヒバトラー二世がこの政策に協力したことを伝える情報は見当たらない。この時アザーン変更を推し進めた中心人物は、中央アジアのバルフ出身でヌールッディーンがハラブへ招聘したブルハーン<sup>⑩</sup>というハナフィー派法学者である。後者はまだディマシュクに滞在していた頃から、ハラブのヌールッディーンに対して、彼が同地のシーア派に対して寛容であると非難する書簡を送るなど、積極的にこの件に関

わっている。<sup>⑩</sup>

五五二／一一五七・五八八年にヌールッディーンが重病となり生死が危ぶまれた際、一時的にハラブのアザーンがシーア派式に戻されるという事件が生じた。<sup>⑪</sup>しかしヌールッディーンが回復すると、アザーンをハナフィー派式に再度変更することが命じられた。その再変更を人々に伝えたのは、当時導師と説教師を兼任していた法官のヒバトッラーである。彼はヌールッディーンの命令を受けると、ムアッズィン（礼拝呼び掛け人）たちにアザーンの変更を命じた。ハナフィー派式のアザーンが始まるとマナラ（ミナレット）の下ヘシア派の群衆が多数集まってきたので、法官ヒバトッラーは彼らに、ヌールッディーンが健康になって命令を下した旨を伝え、ジャーミーへ入って礼拝を行なうよう説得した。そこで人々は「私たちの法官に何を言うことがあろうか」と言って立ち去り、礼拝が執り行なわれ、騒ぎは鎮まったのである [NH 2: 310]。

同じハナフィー派の法学者でありながら、アザーンの変更に対するブルハヌッディーンとヒバトッラー二世の態度はかなり異なっている。前者は君主よりも積極的な態度を見せているのに対し、後者はヌールッディーンの命令であることを伝えて住民を説得しているだけである。

五五七／一一六一・六二年、ヒバトッラー二世は法官職を解かれる。二年前に首都ディマシュクの法官に就任していたシャーフイー派のカマルッディーン・シャフラズーリーのナードゥブ（代理）となること、すなわちその管轄下に入ることを拒否したのが直接の原因である。その結果カマルッディーンの息子ムフィッディーンとハナフィー派のカルダリーがカマルッディーンのナードゥブとしてハラブの法官に任命された。<sup>⑫</sup>

その後ヒバトッラー二世は再び法官職に就くことなく、五六二／一一六七年に没した [MU 16: 32]。こうして法官職はアブー・ジャラーダ家の手から離れてしまったが、ジャーミーの導師・説教師職は同家が維持し、また政府の官吏となる者もいた「表」。

表1 アブー・ジャラーダ家出身の公職経験者（マドラサ関係を除く）

名 前	職 名	期 間	典 拠
Abū al-Ḥ. A. I	法官	ca. 430-42	BT 3: 1223-26
Abū al-Faql Hl. I	法官 導師	473-88 473? -88	MU 16: 21-22 ZH 2: 92, 128
Abū Ġānim M. I	法官・説教師 市場監督官	488-90/ 495-534?	MU 16: 28-29 ZH 2: 128-29
Abū al-Ḥ. A. II	法官代理（M. I の代理） 導師・説教師（M. I の代理?）	6世紀初? (514以前)	BT 3: 1206
‘Abd al-Qāhir	財宝庫管理者 ( <i>amin</i> , ‘ <i>adl</i> )	? -552 (Nūr ad.)	HQs 2: 219 MU 16: 16, 19
Abū al-Faql Hl. II	法官 導師・説教師	534-57 534? -62?	MU 16: 30-31 ZH 2: 274, 310
Abū Ġānim M. II	説教師	Nūr ad. — Zangī 朝末?	MU 16: 34
Abū al-Ḥ. A. III	説教師（内城） 説教師（M. II の代理） 財宝庫管理者 法官	Nūr ad. al-Ṣāliḥ al-Ṣāliḥ 575-79	BT 3: 1211-12 MU 16: 35-36 ZH 3: 38, 67, 71
Abū al-Ma‘ālī ‘Abd al-ṣamad II	説教師（M. II の代理?）	Zangī 朝末? -579	MU 16: 36 ZH 3: 71
Kamāl ad. ‘U.	外交使節	al-‘Azīz — al-Nāṣir	Murray 1994: 151-54

- ・年代はヒジュラ暦年で示し、在職年代が不明の場合は支配者名または王朝名で表示してある。以下の表も同様。
- ・職名のうち「管理者」は、特に断わらない限り、動詞 *waliya* またはその派生語が用いられている場合の翻訳である。以下の表も同様。
- ・説教師 (*ḥaṭīb*) と導師 (*imām*) は、特に断わらない限り、ハラブ市街地のジャーミーの職である。

カルダリーの没後、ムフィ  
ッデインが単独でハラブの法  
官を務めていたが、彼は五七五  
／一七九・八〇年に讒言によ  
って辞職に追い込まれマウスィ  
ルへ去った。その後任に指名さ  
れたのは元法官ヒバトッラーニ  
世の息子ムハンマド二世（五四  
〇―六二八／一四五・四六一―二  
三〇・三）であった。しかし彼  
が辞退したので、弟のアフマド  
三世（五四二―六一三／一四七・  
四八―一二二六）がハラブの法官  
に就任した [MU 16: 35; ZH 3:  
39]。

約二十年ぶりにアブー・ジャ  
ラーダ家から法官が出たわけ  
であるが、アフマド三世の法官職  
は長くは続かなかった。五七九

表2 アブー・ジャラーダ家出身のマドラサ教師

名前	マドラサ	職	期間	典拠
Kamāl ad. 'U.	al-Šāqbaḥṭiya (内) al-Ḥallāwīya	教授	614-48 *	114
		教授	634-48	113
Najm ad. A.	al-Šāqbaḥṭiya (外)	教授	632-58	119; JM 2: 114
Majd ad. 'Ar.	al-Atābakiya (内) al-Šāqbaḥṭiya (内) al-Ḥallāwīya al-Ḥallāwīya	教授	638-58	114
		代理	? -648 *	114
		代理	? -648	113
		教授	649-58	113
Jamāl ad. M.	al-Šāqbaḥṭiya (内)	教授	648 * -58	114
Iftihār ad. M.	al-Muqaddamiya	教授	649-58	116
Qutb ad. M.	al-Asadiya (内) al-Jamāliya	教授	653-?	118
		教授	7c. 中頃	120

- ・職名の原語は、*mudarris* (教授), *nā'ib* (代理), *mu'īd* (助手) である。表4も同様。
- ・市壁内外に同一名のマドラサがある場合は、(内)(外)と記して区別した。
- ・典拠の欄で略号が無いものは、すべてAHの省略である。
- ・\*を付した異動は年代が明記されていないが、Kamāl ad. がナースィルに仕えるために648年にディマシュクへ赴いたことによるものと思われる。

／一八三年にハラブがアイユーブ朝に征服されると、以後  
 法官職はシャーフィーイー派に限られることになったからである  
 [ZH 3: 67, 71]。

アフマド三世の解任とともに、アブー・ジャラーダ家がハラ  
 ブの法官職を独占的に継承していた時代は終焉した<sup>②</sup>。彼は息子  
 のウマルに次のような言葉を残している。

息子よ。私はお前が法官職に就くことを決して望まない。もしそ  
 れがお前に提示されても引き受けてはならないぞ。私は、法官に  
 就任してから辞すまで心安んじることがなかったのだ。お前がマ  
 ドラサの教授になり、ハッラーウィーン学院 Madrasa al-  
 Ḥallāwīyah を任される方が私は嬉しい。<sup>②</sup>

ザンギー朝からアイユーブ朝へと支配王朝が移り変わる時期  
 に法官を務め、最終的にはその政治の流れの結末の一つとして  
 職を解かれた法官アフマドの苦悩が伝わってくる言葉である。  
 また、これまでアブー・ジャラーダ家が関わってこなかったマ  
 ドラサ教授職への息子の就職をアフマドが願っている点も興味  
 深い。導入されてから半世紀以上を経過したこの制度に、彼も  
 関心を寄せていたのである。<sup>②</sup>

(2) マドラスへの進出と権力への接近

アフマド三世の希望はその死後かなえられた。息子カマルッディーン・ウマル（五八八—六六〇／一一九二—一二六二）は、ハッラーウィーヤ学院教授のイフティハールッディーン・アブドルムッタリブをはじめとする外来の師たちから多くを学んだ [Mu 16: 41]。そして六一四—一二一七・一八八年に市壁内のシャーズバフティーヤ学院の教授に就任し、六三四—一二三六年には父が特に希望したハッラーウィーヤ学院の教授になっている [AH: 113-114]。

ウマル以降、アブー・ジャラーダ家のマドラスへの進出は目ざましく、六五八—一二六〇年にシリアのアイユーブ朝が滅亡するまでの間に合計六名が七校の教職に就いている『表2』。また、同朝滅亡の時点でハナフィー派のマドラスは二二校あり [AH: 110-121]、そのうちアブー・ジャラーダ家は五つの教授職を押さえていた。さらにウマルは、六三九—一二四一・四二年に自らマドラスを創設している [AH: 121]。

またウマルは、アイユーブ朝政権の外交使節として各地へ派遣されている。最初に史料に現われるのは、六二三年から翌年にかけて（一二二六—二七年）彼がマッカ（メッカ）巡礼に出かけた時のことである。その帰途ウマルは、ディマシュクでアシュラフ・ムーサー<sup>28</sup>から書簡を受け取りハラブ政府へ届けている [ZH 3: 209]。

この時から六五八—一二六〇年までの三〇年余りの間に、理由不詳の四回を含めて合計二三回にわたって各地へ赴いている。回数が多い派遣先を挙げると、カーヒラ（カイロ）の六回、ディマシュクの四回、バグダードの三回と続き、ルームセルジュク朝のカイセリ（カイサーリーヤ）とザンギー朝の首都マウスイルが二度ずつとなっている<sup>29</sup>。

外交使節といった重要な任務を任されていることから、アズィーズ（六一三—三四／一二六—三七年在位）とナースイル（六三四—五八／一二三七—六〇年在位）の二代に渡って、ウマルが政権内で高い信任を得ていたことは明らかである。さらに六四八—一二五〇年にナースイルがディマシュクへ進出すると、ウマルはハッラーウィーヤ学院の教授職を辞して君主に仕えるために同地へ赴いている [AH: 113]。しかし、彼が公式にはどのような地位や官職にあったかという点について

は、彼自身の著作を含めて諸史料は明確に語ってくれない<sup>③</sup>。公的な官職には就かず、君主の私的な諮問役として活動していたのかも知れない<sup>④</sup>。何れにせよウマルは、支配者と一定の距離を置いていた父祖たちとは違って、政権中枢部にいた人々と密接な関係を維持していたと言えよう。

① ZH1の校訂者による序文に収められているアブー・ジャラーダ家及び著者ウマルに関する研究は、ここに挙げた以外の人名録等からも情報が集められており有益である。

② 移任先に選ばれた北シリアの政情が比較的安定していた時期を勘案すると、ムーサー等の移住時期は三〇九世紀前半の可能性が高いと思われる。ハリファ・ムタワキル没(二四七/八六一)後の混乱の中で、三〇九世紀後半のシリアではアラブ諸部族の反乱や抗争が激化しつつあった[Salibi, K. S. *Syria Under Islam*. Delmar (New York), 1977: pp. 37-38, 45-48; Sourdel, D. "La Syrie au Temps des Premiers Califes Abbassides (132/750-264/878)." *Revue des Etudes Islamiques* 48, 2 (1980): pp. 159-161, 173-175]。

③ この家系は「ヤフナー・ブン・アッ・ファズル(一〇〇世紀末から一一世紀前半)にアブ・マームーン Banū al-ʿĀlim とどうも並行して使われた」[MU 16: 6, 20]。

④ 当文書やダールの詳細については、谷口淳一「アッバース朝シリア边境におけるダール」『オリエンタル』三八/一(一九九五年): 一五六—一七〇頁を見よ。

⑤ MU 16: 20に「彼はハラブにおきてアブー・ムクトルム・ムハンマド・ブン・アル・フサイン・シーイー Abu Bakr M. b. al-Hu. al-Sʿīʿī及び彼以外の人物から聞き学んだ」とある。アブ・マッサマドの次の世代からは、父をはじめ一族の者から教えを受けたという記録が頻繁に出てくる。

⑥ BT 3: 1223, 1224, BT 4: 1832. このうち最初の例は「マッカ(マッカ)で収集されたものである」。

⑦ この人物は Abu Jaʿfar M. b. A. al-Simnāni (三六一—四四四/九七一・七二一—〇五二)であろう。彼はアンバリー派神学とイラク(ハナフィー)派法学を奉じ、マウスマル(モスル)で法官在職中に没した[BTG 1: 355]。ハラブの法官としては四〇七—一〇一六・一七年に就任し、四一五—一〇二四・二五年以前に辞めつつある [ZH 1: 216, 222]。なお MU 16: 20には彼のヒクンや al-Sanʿāni などが誤記されている。

⑧ この当時のマヌース朝の情勢については以下⑨文脚を参照せよ。Zakkar, S. *The Emirate of Aleppo 1004-1094*. Beirut, 1971; ʿAbd al-Mawā, M. A. *Dawā Nirdas al-Kilābiyyān fī Ḥalab wa Samāl al-Sam. Iskandariyya*, 1985; 太田敬子「マヌース朝の外交政策」『史学雑誌』一〇一/三(一九九二年): 一一四〇頁。

⑨ Abu M. Kisrā b. ʿAbd al-karīm b. Kisrā (四七三—一〇八〇・八一一年没)。ZH 1: 269ではアブ・マドの没年とキスマラーの法官就任が四四五年のことがなっているが、ZHの別の箇所やBTにある四四二年を採って置く [BT 3: 1225; ZH 2: 92]。キスマラー家については詳細は不明だが、ハラブ市街にキスマラー家小路 Darb Banī Kisrā という地名を後世に残しており、その付近にはアブー・ジャラーダ家の邸宅がいくつかあった [ZH 1: 269 n. 2]。

- ⑩ MU 16: 27-28. 彼を拘禁した支配者の名は明記されていないが、時期から考えればセルジューク家のトゥクトゥク(四八七—八八〇)九四—九五(ハラブ支配)であろう。
- ⑪ リドワーンの治世に關しては、以下の文献を参照せよ。 Crawford, R. W. "Ridwān the Maligned." *The World of Islam*. Ed. J. Kritzack and R. B. Winder. London, 1960: pp. 135-144; Eddé, A. M. "Ridwān, Prince d'Alep de 1095 à 1113." *Revue des Etudes Islamiques* 54 (1986): pp. 101-125.
- ⑫ この時期のハラブの政治史の流れについては、大川原香子「ビシラ暦五—六世紀のアレポにおける都市自治について」『寧ろ史苑』二九(一九八四年):二九—四三頁を見よ。
- ⑬ TDM 1: 72a-b; Madelung, W. F. "The Spread of Maturidism and the Turks." *Atlas do IV Congresso de Estudos Árabes e Islâmicos, Coimbra-Lisboa 1968*. Leiden, 1971. Rpt. in *Religious Schools and Sects in Medieval Islam*. London, 1985. II: pp. 151-152; Sauvaget, J. *Allep*. Paris, 1941: p. 98. こういふことが可能であつた理由の一つに、法学的にはニイーム派とハナフィー派がかなり近い關係にあるという事情が考えられる。「松本歌郎」イスラームの「セクト」『竹下政孝編』『イスラームの思考回路』栄光教育文化研究所、一九九五年:二五七頁。
- ⑭ Madelung 1971: pp. 146-167; 湯川武「六—十二世紀のシリアにおけるイブラサの發展」『史学』五〇(一九八〇年)三四三—三六五頁。
- ⑮ Ellisoff, N. *Nitr ad-Din*. 3 vols. Damas, 1967: pp. 750 ff.
- ⑯ Burhan ad. 'A. b. M. al-Balhi. 五四三—一四八。四九九年にハラブのハッラーウィーヤ学院の教授に任命される。数年後辞任し、デスマンチュクで五四八—一五三年に没した。[Sourdel 1951: p. 103; Madelung 1971: pp. 148-149, 152-153]
- ⑰ Khayat 1971: pp. 178-182.
- ⑱ この事件の経緯については、Khayat 1971: pp. 182-188 を参照せよ。
- ⑲ Kamal ad. M. b. 'Al. al-Sahrāziri. 四九二—一〇九八。九九年、マウクルで生まれる。サンギー朝下のマウクルの法官などを歴任した後、五五五—一〇六〇年にヌールッディーンの許しチヤビシマンの法官となる。五七二—一〇七六年同地で没する。[WA 4: 241-245]
- ⑳ Muhiy ad. M. b. M. al-Sahrāziri. 五八六—一〇九〇年没。ムンタラー二世の解任とムフイーディーンの法官就任を五五五—一〇六〇年のこととする記録がある。[WA 4: 246-248]
- ㉑ Taj al-din 'Abd al-gafār al-Kardari. キラクム地方の出身で、ムンタラーで学んだ。五六二—一〇六六。六七七年没。[Madelung 1971: p. 157]
- ㉒ MU 16: 31; ZH 2: 312; Madelung 1971: pp. 156-157.
- ㉓ ムルルク朝下の七二〇—一三三〇。一一年に、マウクルで再び同家からウマルブン・アブドルアズィズ(六七三—七二〇—一〇七四・七五—一三三二)がハラブの法官に任命された。[M 1: 329; IN 4: 507]。
- ㉔ BT 3: 1211. MU 16: 41 にも同様の言葉が収められている。ハッラーウィーヤン学院は五四三—一〇四八。四九九年に竣工したハナフィー派のイブラサで、創設者はヌールッディーンである。[IH: 110]。同学院はハッラーウィーヤ al-Halla'iyya と呼ばれることが多々あるので、本稿では引用文以外にはこの名称を用いた。
- ㉕ ハラブに最初のイブラサであるザッジャリッジーヤ学院が創設されたのは五一六—一〇三三年のことである。[本稿第三章1]。
- ㉖ Ifrihar ad. 'Abd al-mutālib. 五三九—一〇四四年、ベルブに生まれ、五八七—一〇九一年以降にハッラーウィーヤ学院の教授に就任。

在職中の六一六―二一九年に没した。[MH: 112; Sourdel 1951: p. 104]

②⑦ al-Madrasa al-Sabbahiyah. ザンギー朝のフミールであったジャマールディーン・シャーズブフトが五八九―一九三三年に創設したハナフィー派のイマムナ [MH: 113; Talas, M. A. *al-Nihā al-Islāmiyya wa-l-Tarīqah fi Haldū, Dimasq, 1956: p. 73*].

②⑧ 当時アシチュラフは、ディマシク領主のムファッザムと和解の交渉中であった「井谷鑄造」ルウム・サルタナトとホラズムシャー』『東洋史研究』四七／一（一九八八年）：二二七頁。

②⑨ Morray 1994: pp. 151-154 に拠る。ただし、同書に欠けていた以下の三回も数に加えた。その三回とは、本文に挙げた六二二―二四年の件、六三四―二二六六年にアインターブの領主サーリフ・アフマドに新王ナスイル二世への忠誠を宣誓させた件、六三五―二二二七。

### 三 アジャミー家

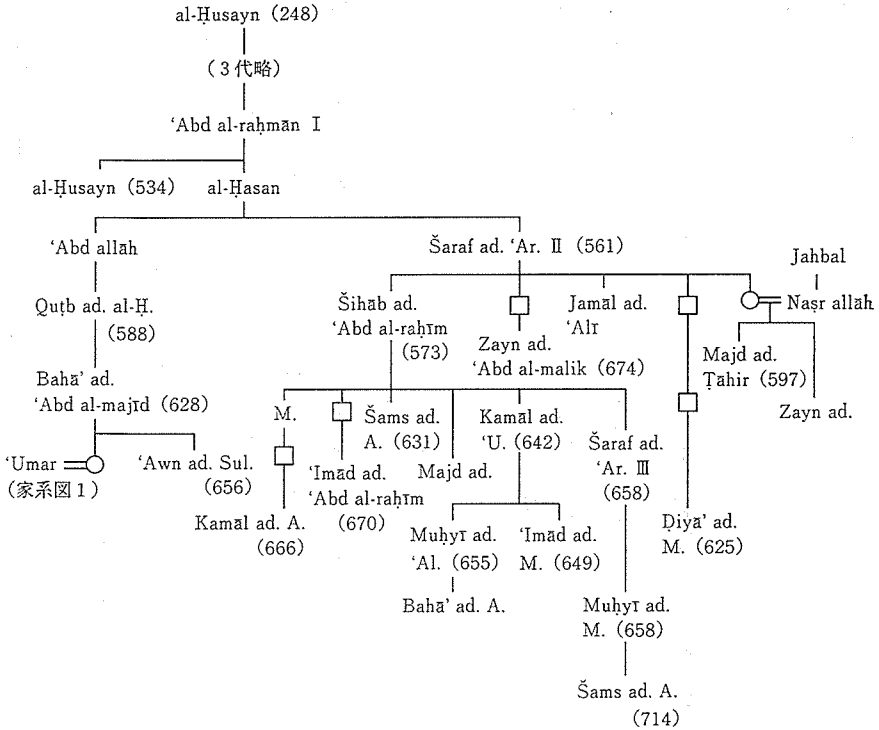
ザンギー朝時代以降、宰相やマドラサ教授を多く輩出したシャーフィイー派のアジャミー家 Banu al-Ajami の活動は、ハラブにおけるスンナ派隆盛の証左として取り上げられてきた。早くも今世紀前半にゾバジニが同家の系図をまとめ、次いでスルデルがそれを訂正した<sup>①</sup>。しかし両者ともアハド以外の史料を充分用いなかったため、マドラサ教師として活躍した人物だけに情報が偏っていた。エッデは多くの同時代史料を利用してこの点を克服し、同家に関する詳細な研究を発表した「本稿第一章注②」。本章では主に彼女の研究に依拠しながらも、彼女があまり関心を払っていないアブー・ジャラーダ家との比較を念頭に置きつつ、同家の主な活動を追っていくことにする。

三八年にヒムスとハーバーの領主の間に生じた紛争の調停に奔走した件  
を参照 [ZH 3: 221, 233-235]。

②⑩ イブン・カスィールはウマルを「法官」「宰相」と呼んでいる [BN 13: 228]。しかし、モレーが指摘するように、これは実際の官職名ではなく尊称である。[Morray 1994: pp. 187-188]。ウマルの称号を実際の官職名と見做す。Encyclopaedia of Islam (2nd ed.) の “Ibn al-Adim” の項を引用してウマルを紹介した私の記述は不正確であった [谷口淳一「十一世紀のハラブにおけるカルアとマディーナ」『東洋史研究』四九／二（一九九〇年）：三二五頁]。

②⑪ 特に法学の知識を活かして君主に助言を与えていたのである。ウマルがファトワー（法意見）を提出していたことを伝える人名録がある [WW 22: 422]。





家系図2 アジャミー家

・Eddé 1991: p. 62 を基に作成した。

## 1 マドラサの創設

アジャミー家はもともとカラビーブスィー家 al-Karabisi と名乗っていた。同家で最初にシャーファイイー派法学を学んだのは二四八／八六二・六三年に没したフサインで、彼はシャーファイイーの弟子であった。四三三／一〇四一・四二年、このフサインから数えて五代目のアブドッラフマーン一世がハラブへ到来し、以後アジャミーという家名で呼ばれるようになった。彼の生没年は不明であるが、イランのニーシャープールで生まれたと伝えられている<sup>②</sup>。

彼の孫アブドッラフマーン二世(四八〇—五六一／一〇八七・八八一—一〇六六)は、バグダードのニザーミーヤ al-Nizamiya 学院で法学を学んだ人物である。彼はアルトゥク朝のバドルッディーン＝スライマーン(五一五—一七／一一二一・一二一—一三三年ハラブ

支配)にシャーフィー派マドラサの創設を進言して受け容れられた。五一六/一一二二・二三年頃に工事は始まったが、当時多数派であったシーア派の住民が工事を妨害したため、完成したのは五二二/一一二八年にザンギー朝がハラブを獲得した後のことであった。このハラブ最初のマドラサであるザッジャージャーヤ al-Zajjariya 学院のナーズィル(理事)と教授にはアブドッラフマーン二世自身が就任した。<sup>④</sup>

同時代の人名録が「熱狂的な (*mutawassit*) スンナ派 [TD 40: 263]」と伝えるアブドッラフマーンは、ハラブのシーア派住民としばしば衝突した。五一七年前半/一一二三年前半、ハラブの実力者の一人であったシーア派のムハンマド・イブン・アルハッシャープ<sup>⑤</sup>は、十字軍勢力と不利な休戦条約を結んだスライマーンを見捨て、後者の従兄弟であるバラクを招いた。この動きに対して、アジャミー家はあくまでもスライマーンを支持した。<sup>⑥</sup>

五二〇/一一二六・二七年にアブドッラフマーンは、ハッシャープ家のヤフヤーと言い争い、その際後者の仲間にも暴行を加えられている。また五二二/一一二七年に短期間ハラブを支配したセルジュク朝のフトルグアバの下では、シーア派住民の中傷によって叔父のフサインと共に投獄されている。<sup>⑦</sup>

以上のように、多数派のシーア派住民との間に摩擦を引き起こしながら強引にマドラサ建設を推し進めるアブドッラフマーン二世の姿勢は、同じスンナ派に属しながらも、一二イマーム派の見解に則って判決を下していた当時の法官アブ・ジャラーダ家のムハンマド一世とは著しく異なっていたと言える。

## 2 ザンギー朝・アイユーブ朝時代——勢力の拡大——

五二二/一一二八年にザンギー朝のイマードッディーンがハラブを得ると、アブドッラフマーン二世は、新君主からザッジャージャーヤ学院へのワクフを得た上に、シーア派住民からの攻撃を防ぐために、君主の父であるアクスクルの遺体を同学院に隣接して埋葬するという処置を願い出て実行に移した。<sup>⑧</sup>アジャミー家の人々はさらにザンギー朝との関わりを

表3 アジャミー家出身の公職経験者（マドラサ関係を除く）

名前	職名	期間	典拠
Šaraf ad. ‘Ar. II	Dimasq への使節 Ba‘labakk の jāmi‘ 建設管理者 al-Masjid al-Ḥarām 建設管理者	? ‘Imād ad. Zangi 朝	64 (TD 40: 162)
Jamāl ad. ‘A.	宰相 ( <i>wazīr</i> )	?-531 ‘Imād ad.	(1)
Šihāb ad. ‘Abd al-raḥīm	財宝库管理者 (‘ <i>adl</i> ) 宰相 ( <i>wazīr</i> )	Nūr ad. 569-73	64, 66 (ZH 3: 10)
Quṭb ad. al-Ḥ.	al-Jāmi‘ と諸ワクフの管理者	579-88 ?	66 (BT 5: 2430; RD 2: 47)
Kamāl ad. ‘U.	相続人不在の遺産管理者 ( <i>nā‘ib al-ḥašr</i> )	629に在職	66 (ZH 3: 212)
‘Imād ad. ‘Abd al-raḥīm	al-Jāmi‘ の <i>nāzīr</i> 病院の <i>nāzīr</i> Dimasq の財宝库の <i>nāzīr</i>	649-54 649-54 654-58	67 (TMZ: 43)
Majd ad.	市場監督官 ( <i>muḥtasib</i> )	629に在職	68 (ZH 3: 212)
Bahā’ ad. ‘Abd al-majid	諸ワクフ管理者	588 ?-628 ?	68(2)
‘Awn ad. Sul.	諸ワクフ管理者 Dimasq の軍務庁長官 ( <i>nāzīr al-ḥuyūs</i> )	628 ?-56 650以降-56	68 (dMZ 1: 240-41)
Zayn ad. ‘Abd al-malik	公証人 (‘ <i>adl</i> ) 代理法官 (結婚契約担当)	616 616以降	69 (TMZ: 143)
Kamāl ad. A.	書記官 ( <i>ḥatīb</i> )	al-Nāšīr	69 (dMZ 2: 388)

・主に Eddé 1981: pp. 64-69 に基づいて作成し、不適切な点はできるだけ正し、疑問の残る点には ? を付した。

・典拠としては原則として同論文の該当頁を挙げ、特に参照すべき史料を ( ) 内に示した。

(1) 大稔哲也「ザンギー朝の統治と行政官」『東洋学報』69/3・4 (1988年): 41頁。

(2) Eddé が挙げている典拠には、‘Abd al-majid が諸ワクフの管理者を務めたことを示す記事は無い。父 Quṭb ad. al-Ḥ. と息子 ‘Awn ad. Sul. が同職に就いていることからの推定と思われる。

深め、同朝の下で幾つかの公職に任命され、宰相を二名も出すまでになった「表3」。一方でシーア派住民との敵対関係は依然として続き、五五二／一一五七・五八年の騒乱時には同家の人物が襲われ、五六九／一一七四年の騒乱においてはクトブッディーン・ハサンの邸宅がシーア派の略奪を受けている。<sup>⑩</sup>

アジャミー家とマドラサの関わりをさらに見ておこう。ザッジャージーヤ学院は彼ら自身が設立したもので

表4 アジャミー家出身のマドラサ教師

名 前	マ ド ラ サ	職	期 間	典 拠
Šaraf ad. 'Ar. II	al-Zajjājiya	教授	523頃-61	97
Kamāl ad. 'U.	al-Zajjājiya	教授	583 ? -642	98
Šaraf ad. 'Ar. III	bi-l-Jubayl al-Žāhiriya (外)	教授 教授	595-658 ? 625-58	109 108
Ḍiyā' ad. M.	al-Žāhiriya (外)	教授	610-25	107-08
Muḥyi ad. M.	al-Šarafiya al-Žāhiriya (外)	教授 代理 <sup>(2)</sup>	? <sup>(1)</sup> -658 650-58	106 108
'Imād ad. M.	al-Zajjājiya	教授	642-49	98
'Imād ad. 'Abd al-raḥīm	al-Žāhiriya (外)	代理 <sup>(2)</sup>	642-50	108
Muḥyi ad. 'Al.	al-Zajjājiya	教授	649-55	98
Bahā' ad. A.	al-Zajjājiya	教授	655-58	98
Šams ad. A.	al-Zaydiyya	教授	655-58	106
Zayn ad. 'Abd al-malik	al-Sayfiya al-Niffāriya	助手 教授	617- ? 656-58	TMZ: 143 102

・典拠の欄で略号が無いものは、すべてAHの省略である。

- (1) 同学院の工事が開始された618年以降に就任。  
 (2) 両者とも Šaraf ad. 'Ar. III の代理教授。

なかつたため、そのナーズィル職は世襲できるとは限らなかつたようである。実際、アブドゥラフマーン二世の没後、姻族であるジャフバル家のマジュドゥディーン・ターヒルがナーズィルに就任し、兄弟のザイン・ディーンとともに教授となった[AH: 97; KD: 43a]。これに対してアジャミー家のカマル・ディーン・ウマル(五五七―六四二/一一六二―一二四四)は賄賂や策略によってジャフバル家の評判を貶め、おそらく五八三/一一八七年にターヒルをハラブから追い出すことに成功する<sup>⑩</sup>。

また別の史料には、ハラブのジャーミーやマドラサ、リバート等の管理をアイユブ朝のサラーフ・ディーンから任されたムフタスィブ(市場監督官)のイブン・アルカスリー Iḍn al-Qasrī とアジャミー家の間に五八三/一一八七・八八年に論争が生じたとある。最終的には同家の主張が聞き容れられ、ザッジャージャー学院のナーズィル職が改めてアジャミー家へ引き渡された<sup>⑪</sup>。

おそらくこの二つの記録は一連の事件の違う側面を

伝えているものである。ザッジャーギーヤ学院は、その創設やワクフ物件の追加に歴代の支配者が大きく関わってきただけに、支配者の介入を受け易かったのであろう。それに対してアジャミー家側は様々な手を尽くして同学院のナーズィル職を確保しようとしたのである。<sup>⑭</sup> ウマル以降同学院の教授はアジャミー家が独占していることから、ナーズィル職も同家が保ち続けたものと思われる [AH: 97-98]。

その後五九五／一一九八・九九年に、シャムスッディーン・アフマド（六三二／一二三三・三四年没）がジュバイルの学院を創立し [AH: 109]、<sup>⑮</sup> *khawāṣṣ* シャラフッディーン・アブドッラフマーン三世（六五八／一二六〇年没）が六一八／一二二一年頃シャラフイーヤ学院を創設し [AH: 106]、何れもアジャミー家の人物が教授に就任している「表4」。これら三学院以外のマドラサにアジャミー家が教授職を得るのは意外に遅く、六一〇／一二一三・一四年にディヤールッディーン・ムハンマド（五六四―六二五／一一六八・六九―一二二八）が市壁外のザーヒリーヤ学院の教授に就任したのが最初である「表4」<sup>⑯</sup>。しかしその後着実に勢力を拡大し、アイユーブ朝時代の終わりまでを通算すると、合計七校に一名のマドラサ教師を送り込んでいる。六五八／一二六〇年にモンゴルがハラブを蹂躪した時、当時ハラブにあった二一校のシャーフイー派マドラサのうち、六校にアジャミー家は教授職を有していたのである「表4」。これらの数字は、当該時代では各法学派を通じてハラブで最多である。

さて最後に、アジャミー家と司法職との関わりを見てみよう。前章で述べたように、アイユーブ朝はハラブの法官をシャーフイー派法学者から選任することにした。これによって、アジャミー家にも法官職獲得への道が開かれた。同家でハラブの法官職を狙ったのは、ザッジャーギーヤ学院を取り戻した前述のウマルである。六三二／一二三四年に法官バハッディーン・リイブン・シャッタード<sup>⑰</sup>が没すると、ウマルは君主アズィーズや要人に働きかけて、法官の地位を買収しようとした。アズィーズの拒否によってこれが失敗すると、今度はシャイザル城主のシハブッディーン<sup>⑱</sup>と共謀してハラブを征服し、その上で自分が同地の法官に就任するという陰謀を企んだ。この計画は未然に発覚し、六三四／一二三七年か

ら翌年にかけて両者は内城に拘禁されている。この時、シハーブディーンは財産を没収されているが、アジャミー家の資産は安泰であった。これはアジャミー家の人々の心を安んじるためであったと、同家に対して政権側から特別の配慮が働いたことを史料は伝えている<sup>⑩</sup>。結局、アジャミー家はアイユーブ朝期もハラブの法官職を得ることはなかったが、代理法官や市場監督官の職を得る者は存在した。司法関係以外の役職に就いて政権に仕えた者も少なくない〔表3〕。

- ① Sauvaget 1941: p. 272; Sourdel 1951: pp. 107-108.  
 ② Eddé 1991: p. 61.  
 ③ ノルマン朝については、次の文献を参照せよ。Yah, G. *Die Geschichte der Artugidschen Fürstentümer in Syrien und der Gazna* 1. *Furūziya* (496-812/1002-1409). Berlin, 1987.  
 ④ Eddé 1991: p. 63.  
 ⑤ ノルマン家については、本稿第四章を参照のこと。  
 ⑥ TDM 1: 189a-b. この話を伝えるシーア派のイブン・アビー・タイイには、スラマーンを支持する人々は、彼をスンナ派の味方として、マドラサを建設することを望んだとある。イブン・アビー・タイイについては、本稿第四章注②を参照のこと。  
 ⑦ Eddé 1991: pp. 63-64. また、サンギー朝時代以前に、マンドラランマンは、マドラサ創設が原因の謠言によって二度にわたり二万五千ディナールの財産没収を受けたとも伝えられている [KD: 43a]。これをシーア派にたがえる謠言と考えられよう。  
 ⑧ Eddé 1991: p. 63.  
 ⑨ Khayat 1971: p. 184. 彼は、サンギー家のフリーが手斧で打たれたとあるが、典拠となっている TDM 3: 110b ではフリー・フリーとなっている。フリーならば本稿表3に登場する宰相経験者とも考えられるが、フリー・フリーという人物については不明である。  
 ⑩ Khayat 1971: p. 191.  
 ⑪ Majd ad. Jāhir b. Nasr allāh b. Jahbal, 五九六〇—一九九〇—二〇〇〇年没。ハラブ出身。サンギーシーア学院を追われた後、タドモウト・マシナトに教えた。 [DTM 1: 230-232]  
 ⑫ KD: 42b; Eddé 1991: p. 66.  
 ⑬ TDM 1: 162b; Eddé 1991: p. 63.  
 ⑭ ウェルはまた、ダウラーイーという人物に依頼して、サラフマディーンに嘆願書を書いてもらい、その中で、自分達の祖先がいかに苦労してこのマドラサを維持してきたかを説明している [KD: 42b-43a]。嘆願書を書いた人物は *Ḍiyā' ad. Abū al-Qāsim 'Abd al-malik b. Zayd al-Dawlatī* (五九八〇—二〇二〇年没) のことと思われる。この人物はシャーンブイー派の法学者で、*Ḍiyā' al-Dawlatī* の説教師を務めた。 [BN 13: 36-37; DTM 1: 419; MB 2: 486 (art. 'al-Dawlatiya')]  
 ⑮ 同時に同家のマンドラランマン三世がサーズルの一人に就任し、その職は彼の子孫が世襲するものと定められていた [AH: 107]。  
 ⑯ Sourdel 1951: p. 111.  
 ⑰ Bahā' ad. Yu. Ibn Sa'dād, 五三九—一六三三—一一四五一—一三四四。モコソトサラフマディーンに仕えていたが、その死後ハラブの君王ザヒルの招きに応じて五九二—一九四—九五五年に同地へ赴き、法官や宰相等の要職に就いた [WA 7: 84-100]。  
 ⑱ この人物は *Shāh ad. Yu. b. al-Dāya* と呼ばれる [Humphreys,

R. S. *From Saladin to the Mongols*. Albany, 1977: p. 172j.

⑨ ZH 3: 219, 228-229; *Édité* 1991: pp. 66-67.

#### 四 ハッシュャーブ家

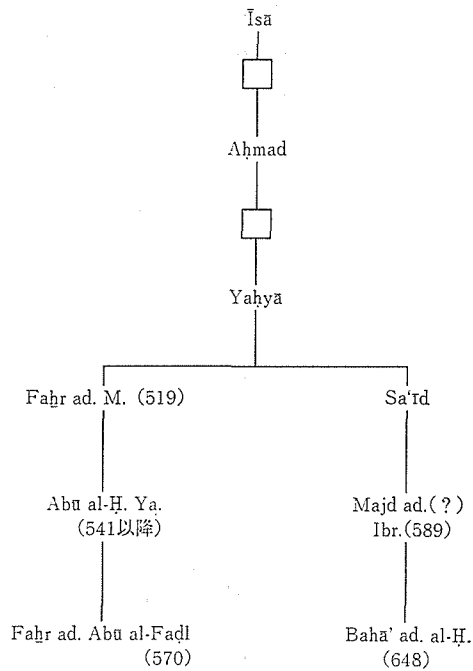
ハラブの二イマーム派の家系であるハッシュャーブ家 Banu al-Hasabi の活動については、一一世紀から一二世紀はじめにかけてのシリア諸都市の自治を論じた諸研究で取り上げられてきた。しかしほとんどの論文が個々の成員の比定をおろそかにしたまま同家の活動を扱っており、不正確な記述が目立つ<sup>①</sup>。本章ではこの点に留意して、同家の活動をできる限り個人ごとに整理して提示する<sup>②</sup>。

##### 1 住民の指導者

ハッシュャーブ家のイーサーがヒスン・アルアクラードからハラブへ移住してきたのは、ハムダーン朝のサイフッダウラの治世(三三三—五六〇/九四五—六七〇)のことであった<sup>③</sup> [AH: 35]。イーサーについてはほとんど情報が無いが、当時から既に名士と言える存在であったようである。その孫アフマドもシーア派の法学者でハラブの名士 (ʿalim) の一人であったと伝えられるなど、移住当初から同家はハラブにおいてシーア派ウラマーの名家と見なされていた [Br. 2: 628]。

同家の人々は支配者達に一目置かれる存在であったが、支配者達のために行政に関与した者は一人もいなかったという [AH: 35]。ただ、ハッシュャーブ家の人々がしばしば「法官」という称号を伴って呼ばれていることから、彼らの中に実際に法官を務めた人物がいた可能性が高い<sup>④</sup>。

アフマドの四代目の子孫であるファフルッディーン・ムハンマド(五一九〇—一二五・二六年没)は、一一世紀末から一二世紀初めにかけて活躍した。セルジュク朝支配期の初めから彼の名は史料に現われるが、その活動が際立つのは、同朝の支配権が名目的なものとなってハラブをめぐる政治が混乱の度合を深めた五一〇年代(一一二六—二五)である。五一一〇



家系図3 ハッシュャーブ家

ドは、彼らの行動を黙認したが、ハラブに対する謀略には加担できないとして協力を断わっている [TDM 1: 190a-b]。  
 右の経緯から、自ら選んだ人物でもハラブを混乱に陥れるような危険を冒してまで招き入れるようなことはほしくないというムハンマドの態度が読み取れよう。このようにムハンマドは、ハラブを防衛するために軍事指導者を利用はするが、彼らとは一定の距離を保とうとしている。翌年ムハンマドがバラクによってハラブを追われ、一時ハッラーンに幽閉されたのも、両者の関係がよくなかったことを示している [TDM 1: 195b]。

また、十字軍及びその同盟者のムスリム軍による包囲が長引いた五一八/一一二四年に、ハラブの指導者達が使節としてアブー・ジャラーダ家のムハンマド一世らを送り出した時にも、ファフルッディーン・ムハンマドはハラブの運営 (tadbir) を任された<sup>⑤</sup>。

一一一七・一八年にハラブの名士達がアルトゥク朝のイルガーズィーを招き入れた際に、ムハンマドは「都市の防衛と福利の監視の責任者」として振舞った [ZH 2: 185]。また五一七/一一二三年に、同朝のバドルッダウラー・スライマーンにハラブを防衛する力が無いと見るや、その従兄弟であるバラクを招こうとしたのもムハンマドであった [本稿第三章1]。スライマーン側の抵抗でバラクは一旦ハラブを去るが、後者はアリー・ブン・マスウード<sup>⑥</sup>という内応者を得て、夜間に市門を開かせて夜襲を強行しハラブ征服を果たした。この時協力を求められたムハンマ



以上のような十字軍勢力に対する戦いの他に、ムハンマドはイスマール派とも対決した<sup>⑩</sup>。五〇七年六月／一一三一年一二月に、親イスマール派政策を採り続けていたリドワーンが没した。その後も同派を優遇し続けようとしたセルジュク朝政権をムハンマドは非難し、二ヶ月後にライイスのサイド＝ブン・バディー Said b. Badr が中心になって同派の弾圧が実行された<sup>⑪</sup>。ムハンマドが同派と敵対した事例はこの一件が知られるのみであるが、両者の対立は一時的なものではなかったと思われる。そして五一九／一二二五・二六年のある夜、ムハンマドは礼拝を済ませて自宅へ戻る途中をイスマール派に襲われ、暗殺されるのである<sup>⑫</sup>。

また、ムハンマドが活発に活動していた時期は、アジャミー家によってハラブ最初のマドラサが設立された時期に当たる。前章で見たように、その建設はシーア派住民の度重なる妨害で難航した。ムハンマドもおそらくこの件に関わっていたと思われる<sup>⑬</sup>。

## 2 ザンギー朝・アイニューブ朝時代——弾圧と没落——

父ムハンマドの死後、ヤフヤーが「ライイス」の地位に就いた [AH: 35]。本章の注<sup>⑭</sup>で述べたのと同じ理由で、彼のライイス職も非公式なものであったと思われる。しかし彼は、父ムハンマドと同様に住民の代表として振舞っていたようである。

五三四／一一三九・四〇年イマードッディーン＝ザンギーは、クルディスタンにあるシャフラズール城を包囲している時に、ハラブのライイスであるサフィエッディーン＝アリー Saliy ad. 'A. に人々から戦費を調達するように命じた。人々はヤフヤーに救いを求めたので、彼は金曜日（ジャーミーヘライイスを呼び出して彼を非難し「彼らに要求されたものの半分を私が出す。あなたとハラブの残りの有力者達がもう半分だ」と言った。そこでサフィエッディーンは、命じられたものの徴収をヤフヤーが阻止した旨をザンギーに伝えた [AH: 35; BDA: 57-58]。

その後五三九／一一四四・四五年にザンギーはヤフヤヤーをマウスィルへ連れて行き、彼のために準備した館に住まわせた。そして王朝の要人に命じてヤフヤヤーを訪問させ、また自分の女奴隷を彼に娶らせている。五四一／一一四六年にザンギーが暗殺されると、ヤフヤヤーはハラブへ戻った [AH: 35-36, 97]。

ザンギーはヤフヤヤーを厚遇してはいるが、彼を軟禁状態に置いていたというのが実状であろう。住民に大きな影響力を持つヤフヤヤーをハラブから連れ出すのが目的であったと思われる。以後、彼の行動は史料に現われなくなり、その没年は不明である<sup>⑤</sup>。

ヤフヤヤーの息子のファフルッディーン・アブー・アルファドル(五三九以降一七〇／一一四四以降一七四)は、ザンギーから与えられた奴隷女とヤフヤヤーの間に生まれた子である [AH: 36]。彼の姿が史料上に現われるのは、ヌールッディーン没後の混乱時のことである。

五六九年一〇月／一一七四年五月にヌールッディーンがディマシュクで没し、幼少のサーリフ・イスマールが即位した。ハラブでは、ヌールッディーンの下で総督などの要職を得ていたダーヤ家が、新君主の下でも勢力を維持しようと画策する。同家はスナナ派に肩入れしていることで知られており、彼らの動きはハラブのシーア派を刺激した。そして、ダーヤ家のバドルッディーン・ハサンの下に集まったアジャミー家等のスナナ派と、アブー・アルファドルの率いるシーア派の間で騒乱が生じた。

五七〇年一月／一一七四年八月にサーリフがハラブに到着すると、まずダーヤ家の人々が逮捕された。その後、アブー・アルファドルが安全を保証された上で内城に呼び出されたが、彼は多くの支持者を城の前に残して独り登城したところを斬殺された [ZH 3: 9-11, 15-18]。

アブー・アルファドルはダーヤ家と対決する際に、ディマシュクのサーリフ側から内諾を得ていたようである<sup>⑥</sup>。つまりザンギー朝政権は、彼を支持していると見せかけておいて最後に暗殺するという謀略を用いたわけである。またアブー・

アルファドルの支持者にはシア派だけでなく一部のスンナ派が含まれていた。<sup>⑧</sup>以上のことを考え併せると、ハッシャープ家のハラブにおける勢力は、ザンギー朝にとっても侮り難いものであったと思われる。

この弾圧後はアブー・アルファドルの子孫に関する情報は見当らず、その祖父ムハンマドの兄弟サイードの家系がアイユーブ朝期に姿を見せるのみである。サイードの孫バハッディーン・ハサン(五六八—一〇七三—一二五〇)はアイユーブ朝のザーヒルの下で有力者の一人(*wasifa*)で、アイユーブ朝初期にハラブの西に造営されたフサイン廟 *Mashad al-Husayn* のナーズィルの一人として、君主から任命されている [AH: 51, 124; BT 5: 2246-2247]。またハサンは父が保有していたイクターを引き継いだ、彼が没するとそのイクターはアブー・シャラーダ家のウマルに与えられた [AH: 124]。このハサンを最後に、ハッシャープ家の活動は史料の上で確認されなくなる。

- ① ハッシャープ家について触れている邦文の研究としては、前掲大川原論文がある。海外の研究としては、谷口(一九九二年):八一—九頁で紹介されている諸論文に加え、Herzfeld, E. *Inscriptions of Monuments d'Alep*, 1. 2. La Caire, 1956: pp. 292-295 がある。
- ② ハッシャープ家の系図に関しては、AH: 33-34 に収められているバハママ・マイン・ハサンの系譜が詳しい情報を提供してくれる。また彼らの活動に関しては、ハラブのシーバ派歴史家イブン・アビー・ヌイト *Abi Tayyib* (六三〇—一三三三年頃没) の歴史書が他に見られない情報を収めている。父の見聞を多く取り入れた彼の書は散逸したのだが、後の歴史家によって部分的に引用されて現在に伝わっている [Ahmad, M.H.M. "Some Notes on Arabic Historiography during the Zengid and Ayyubid Periods (521/1127-648/1250)." *Historians of the Middle East*, Ed. B. Lewis and P.M. Holt. London, 1962: pp. 90-91]。本稿に關しては TDM に収録された部分が必要である。
- ③ *Hisn al-Akrad* は、後にいわゆる十字軍の城として知られることになる城塞を中心とする地名である。現在名は *Galra al-Hisn* であるから西方に約三五キロメートルに位置する。
- ④ ハマーン朝の *Canard, M. Histoire de la Dynastie des Hammadides de Jazira et de Syrie*, Algiers, 1951 を見よ。
- ⑤ 彼の孫フヤヌスの伝記中に、「祖父イサー・アルハッシャープはハマーン朝において指導的な人物 (*mugaddam*) であった」とある [BT 2: 628]。
- ⑥ ハムダーン朝のサードダウラ(三五六一—八九六—七一九一年在位)の下でイブン・アルハッシャープ・ハーンシヤー *Abn al-Hasan al-Hasani* とする人物が法曹を務め、三六三—九七三・七四年に解任されたという記録があるが [ZH 1: 181]、同家に属する人物かどうかは不明である。彼は、後任の法官ハサン *al-H. b. M.* に娘を嫁がせ、[BT 10: 4676]。またカールマタマーン *al-H. b. M.* は、このイブン・アルハッシャープを、同じハーンシヤーというニ

バ(由来名)を持ち同時期に法官を務めていたという記録のあるアブ  
ー・シャーフアル Abu Jafar という人物に比定し、また三六三/九  
七三・七四年にエジプトのファティマ朝へ答礼使節として派遣され  
た人物であると推定している [EJ 10: 4977; ZH 1: 169-170]。これ  
以外には、イブン・アルハッシャープという人物が法官に任命された  
ことを示す明確な証拠は無い。したがって、ハッシャープ家の人々の  
「法官」という肩書は、単なる尊称か、あるいは政府の任命によら  
ない「事実上の法官」であることを示すものかもしれない。

⑦ ムハンマドは、セルジュク朝の総督カスィームムッダウラ・アクス  
タルの治世(四七九-八七〇/八六-九四)にジャミーのマナー  
ラ建設を担当している [AH: 34]。また、シリア・セルジュク朝のリ  
ドワーンが十字軍勢力と不利な休戦条約を結んだことを非難している  
[AH: 41]。

⑧ A. b. Mas'ud al-Hallab. ただし最後の部分は読み方が不明である。  
彼はハラブの無頼漢達(Sulayr)の一人で、仲間が大勢いたと記され  
ている [TDM 1: 190a]。また同じ事件を伝えてくる ZH 2: 212 で  
は Mugallad と Mufarraj という人物が市街を明け渡したとされて  
いる。

⑨ TDM 1: 198a; ZH 2: 225. このうち ZH には、彼はライースの地  
位にあったとも記されているが、公式には別の人物が在任中である  
[大川原(一九八四)・四二頁]。したがって、ムハンマドの地位は非  
公式な「事実上の市長」というようなものであったと思われる。

⑩ またムハンマドは五一三/一一九・二〇年に、十字軍勢力と戦う  
イルガーズ・ム軍に自ら加わり、戦士を鼓舞する演説をしている [ZH  
2: 188-189]。

⑪ イスマーイール派のシリヤにおける活動については B・ルイス著、  
加藤和秀訳『暗殺教団』新泉社、一九七三年・一四二-一八〇頁を見よ。

⑫ AH: 18-19; TDM 1: 71a-b; ZH 2: 169-169. AH では五〇八年  
のこととなっているが、TDM 1: 71b には八月一日という日付も  
入っている。後者の年代を採る。また TDM によると、リドワーン  
が没する前からムハンマドとサーイドは会合を持っていた。ここでは、  
イスマーイール派対策についても話し合われたと思われる。

⑬ AH: 35; TDM 1: 211b. このうち TDM には、イスマーイール派  
はムハンマドに対して、自分達の拠点であったシャリーフ城取り壊し  
の件に関して恨みを抱いていたと記されている。おそらく彼は、同城  
の取り壊しをハラブの支配者に要求した中心人物の一人であったのだ  
ろう。シャリーフ城については、AH: 18-19 を参照のこと。

⑭ 第三章 1 及び本章 1 で述べたように、五一七年にアジャミー家がマ  
ド拉萨の設立者であるスライマーンをあくまでも支持していた時に、  
ムハンマドはバラタを招いている。バラタの方が財産も部下も多く、  
頼りになるからというのが直接の理由として挙げられているが、ス  
ナ派がスライマーンにマド拉萨を創設させたことをハッシャープ家が  
嫌ったとも記されている [TDM 1: 189b-190a]。

⑮ ノールッディーンの治世に生じたシリア派が関係する騒乱に際して  
もハッシャープ家の名は現れない。五五二/一一五七年のシリア派  
の反乱では、歴史家イブン・アビー・タイイの父等が指導的な役割を  
果たしている [Khayyat 1971: pp. 178-191]。

⑯ アブー・アルファドルはハラブの警護に関してデイマシクと書簡  
を交換しており、一旦は彼が混乱を鎮めたという記述が見える [RDa  
2: 595]。

⑰ ダイヤ家のバドルッディーン・ハサンは、内城の総督シャースバフ  
トに「アブー・アルファドル・ブン・アルハッシャープにはシリア派  
とスナ派の一部が味方しており、彼はこの街を支配しようとしてい  
ます」と言って彼の逮捕を促している [ZH 3: 16]。

## 五 土着家系の動向と宗派

ハラブのウラマー三家系の活動を、一一—一二世紀を中心に概観してきた。その結果指摘できるのは、彼らの動向を規定する要素のうち、宗派が常に最も重要であったとは限らないことである。以下では、宗派以外に土着性という点にも注目して、三家系の行動を検討する。

### 1 異宗派共存の背景

宗派の違いにも拘らず、アブー・ジャラーダ家とハッシャープ家は特に鋭く対立することなく共存してきた。特に、ハッシャープ家のムハンマドが中心となつて送り出した五一八/一一二四年の使節団に、アブー・ジャラーダ家のムハンマド一世が代表の一人として加わっていたことは象徴的である<sup>①</sup>。また一二イマーム派の見解に従つて司法業務を行なっていたことが確認できるのはこのムハンマド一世だけであるが、同派が住民の多数を占めるハラブで法官や導師を務めている以上、他のアブー・ジャラーダ家の人々も同様の態度をとっていたと思われる。

ここで両家の社会的地位の抛り所を比較してみよう。一一世紀前半にアブー・アルハサン・アフマドがハラブの法官に就任して以来、姻戚関係にあるキスラーを含めると、アブー・ジャラーダ家関係者が一世紀以上にわたつてこの職をほぼ独占してきた。例外は、セルジュク朝のリドワーンの治世のうちの六年間(四九〇—九五/一〇九七—一一〇二)だけである<sup>②</sup>。つまりほとんどの支配者がハラブの法官職の任免に介入せず、アブー・ジャラーダ家の世襲という慣行を認めていたと考えてよいだろう<sup>③</sup>。

一方のハッシャープ家は、一族の者が公職に就いたという記録は無く、政治的に大きな影響力を行使して「ライース」と呼ばれたムハンマドとヤフヤーも、政府から任命されたわけではなかった。

このように、両家の地位や権威は支配権力から直接授けられたものではない。とすればそれらを支えた基盤として最も重要なものは、ハラブ住民の支持であったと考えられよう。法学者等を輩出するウラマーの名家であった両家は、少なくともムスリム住民の尊敬と支持を集める条件を備えていたと思われる。

この点に加えて両家の勢力を支えたのは、ハラブ周辺の農村部における農地経営であった。アブー・ジャラーダ家がハラブへ移住して間もなく農地経営を始めたことについては既に触れた。ハッシュャーブ家についても、時期は特定できないが「彼らは土地 (*amlat*) をハラブにて取得した [BT 2: 628]」という記録がある<sup>④</sup>。両家はハラブにマスジド(礼拝所)等の公共施設を建設しているが、それが可能であったのも、このような経済基盤を有していたからであろう。

以上の考察から、両家は共にハラブという地域社会に基盤を持つ土着勢力であったということが言えよう。この二家系が宗派の違いを超えた共存・協調関係を保ち続けた理由は、ハラブの土着勢力として両者が利害を共有していたからに他ならない。

## 2 アジャミー家の到来と宗派對立

かなり早い時期にハラブに移住して土着化した前記の二家系に比して、アジャミー家は新参のウラマー家であると言えよう。さらに、同家はハラブへ到来する以前から既にシャーフイー派を奉ずる家系であった。この点でアジャミー家は、ハラブへの移住後五世代を経てようやくハナフィー派法学者を出したアブー・ジャラーダ家と異なっている。

一一世紀半ばにハラブへ移住してきたアブドッラフマーン一世がイランのニーシャープール出身であることも重要である。彼が前半生を送ったと思われる一一世紀前半には、ニーシャープールのウラマーはシャーフイー派とハナフィー派に分かれて抗争を繰り返していた<sup>⑤</sup>。多数派であるシーア派住民の反対を押し切ってハラブにシャーフイー派のマドラサを創設させ、その後も執拗にシーア派住民と対決し続けたアジャミー家の行動には、この党派主義の影響が認められるので

ある。

多数派住民の意向を無視して宗派的利害に沿って行動していたアジャミー家が、地域社会の中に十分な支持基盤を見出だせるはずはなかった。土着の二家系とは対照的に、彼らが外来の支配権力に接近し、その協力を獲得していったのは当然の帰結であった。<sup>⑧</sup>

ハラブにおけるシーア派とスンナ派の対立は、東方の党派主義的な伝統を背負って到来したアジャミー家と、他地域から進出してきた支配者達によって引き起こされた極めて外来的なものであったと言うことができよう。<sup>⑨</sup>

### 3 ザンギー朝時代以降の土着家系の動向

スンナ派優遇策を推進したザンギー・アイニューブ兩朝の下で、アジャミー家は勢力を拡大していった。同家からは宰相を筆頭に様々な官職に就く者が現われ、さらに同家は多くのマドラサに教師を送り込んでいる。

しかしアブー・ジャラーダ家は、長年にわたって維持してきた法官職を奪われ、また二三世紀初めまでマドラサ教授を出さなかったことから分かるように、必ずしもスンナ派優遇策によって同家が勢力を拡大したわけではない。さらに、ザンギー朝下で生じた騒乱においてシーア派と対決したスンナ派の中にはたいがいアジャミー家の姿が見られるのに対して、アブー・ジャラーダ家とシーア派住民の間に事件が生じたという情報は見当たらない。このように、ザンギー朝時代においても、両家の動向には明らかに違いが見られる。

しかし一三世紀初め以降、アブー・ジャラーダ家の動きが変化を見せ始める。すなわち同家の出身者が相次いでマドラサに職を得るようになり、またウマルのように君主の側近として仕える人物が登場するのである。アブー・ジャラーダ家は、次第にスンナ派優遇策に乗ずる方向へと指針を変えつつ、これまでになく政治権力との関係を強めながら繁栄を維持したのである。一方アジャミー家の方も、一二世紀末からマドラサなどの建築活動を自ら行なうようになり、次第に土着

化していった。<sup>⑨</sup>ここに至って、両家の性格の違いはほとんどなくなったと言えよう。<sup>⑩</sup>

他方、シーア派の名家であるハッシュャーブ家は、かつてのように都市行政を掌握するようなことはなくなったが、ザンギー朝末期に至るまで一部のスナ派をも含む住民の支持に基づいた勢力を保っていた。しかし最終的には、五七〇/一七四年に弾圧を受けて没落していったのである。ザンギー朝時代を境にして共に既得権を奪われ勢力を殺がれていった点で、ハッシュャーブ家は同じ土着のアブー・ジャラーダ家と共通している。しかしその後スナ派のアブー・ジャラーダ家が勢力回復に成功したのに対し、シーア派のハッシュャーブ家にはついに復活の機会が訪れなかった。ザンギー朝時代以降は、土着家系の命運も帰属する宗派に大きく左右されるようになっていったのである。

① この使節派遣の二年前にザツジャーギーヤ学院が創設されており、その創設を支持したスナ派の人々としてアブー・ジャラーダ家の名が挙げられている [D.M. 1: 189b]。この点ではハッシュャーブ家とは意見を異にしていたと思われるが、その後両家がこの件をめぐって対決したという情報は無い。

② 本稿第二章を参照。この他に、ハラフがフアーテマ朝の直接支配下に置かれた四四九—五二〇/五八—一〇六年に、同朝が独自の法官を任命した可能性が考えられるが、確証は得られていない。シリア (またはチャマシヤ) の法官 (*qāḍī al-Ṣam*) と同じ肩書を持つ *Muramid al-dawla Ya. al-Zaydi* と同じ人物がこの時期ハラフに滞在していたという記録が目につくのである [Z.H. 1: 276]。

③ ハグダードのアムーン朝が任命していたことを示す記述が幾つか見られるが [M.U. 16: 22, 28, 30]、形式的な追認という性格のものであったと思われる。例えば、ムハンマド一世の任命は「その父の地位に基いて、ハグダード『政權』に就いて」行なわれたと云う [Z.H. 2: 128]。

④ 五七〇/一七四年に同家がザンギー朝の弾圧を受けた時には、同

家の所有地やイクターが没収され、五七九/一八三年にサラーフディーンが返還している [A.H. 124]。アイネーブ朝時代に限定されているが、ハラフのウラーマ等による大土地所有やイクター保有に関して、Murray 1994: 125-130 を参照せよ。

⑤ アブー・ジャラーダ家が建設した公共的な施設としては、マヌジド [M.U. 16: 29]、それに隣接するザウヤヤ [B.T. 8: 359]、浴場 (二件) [A.H. 130]、モドラサ [A.H. 121] がある。ハッシュャーブ家に関しては、マヌジド [A.H. 35, 64]、浴場 (三件) [A.H. 131, 137] がある。

⑥ *Bullet. R. W. The Patriarchs of Nisapur*. Cambridge, 1972: pp. 28-46. アジヤミー家がハラフに移住してきた当時は、コーシャーブルを征服したセルジュク朝が同地のシャーフイー派を弾圧していた。セルジュク朝によるシャーフイー派弾圧は、四二八—二九/一〇三七—三八年の征服時から四五〇/一〇五八年まで続いた [cf. *ibid.*: pp. 71-72]。両派の対立が当時のイランに広く見られる現象であることは、Madlung 1971: pp. 138-140 を参照せよ。

⑦ アジヤミー家がザツジャーギーヤ学院を支配者に創設させた理由の



一つとして、同家はこの時期には十分な財政基盤をまだ築いておらず、自分達の財力で建設できなかったということも考えられる。

- ⑧ 五〇九／一―一五・一六年に、セルジュク朝政権のハーシブ（侍従）であったルウルウが、ハラブで最初のハーンカーフを建設した。これもスンナ派スフィーアのための施設であったため、シーア派住民の妨害活動が生じている [TDM 1: 90a-b]。

- ⑨ アイニューブ朝時代にアジャミー家によって建てられた公共的な建築

## 六 おわりに

以上の考察で得られた知見を先行研究の成果の中に位置づけて、本稿を終えることにしよう。ライースやアフダースが活躍し都市住民の政治的な動きが高まった一一世紀後半から一二世紀初頭のハラブでは、土着のウラマー家系が宗派の違いを超えた協調を見せた。つまりこの時期にはウラマー間の地縁的な利害が宗派の利害に優越しており、その状況が都市住民の結束を高め、支配者に対抗する政治活動を支えることにもなったと考えられる。ところが一方で、一二世紀初めからアジャミー家や一部の支配者によってスンナ派の勢力拡大が図られ、この動きがハラブに宗派対立をもたらした。一二世紀前半以降、ザンギー・アイニューブ両朝下で進められたスンナ派優遇策はその傾向に一段の拍車をかけ、シーア派対スンナ派の騒乱が激化するとともに、ウラマーの動向においても宗派の持つ意味が重くなっていたのである。

見方を変えれば、ウラマーが宗派別に再編成され、地域社会を超えたつながりを持つようになっていく国際的な組織化の過程と言うこともできる。また国家権力との関わりから言えば、都市住民の政治活動を封じた支配者たちに対して、土着のウラマーも屈服していったということになる。この二点は、ディマシュクのウラマーに関するギルバートの説とも一致し、シリアの二大都市で共通する動きがあったと言えそうである。しかし以上の点を明確に示すためには、スンナ派優遇策の中心とも言えるマドラサの展開をハラブにおいても詳しく見ていかななくてはならないし、法官などの役職が国家

物は次の通り。マスジド [KD: 90]、マドラサ（二件） [AH: 106, 109]、ハーンカーフ [AH: 91]、浴場（四件） [AH: 131, 136, 161]。但し浴場に関しては正確な建築時期は不明である。

- ⑩ この時期にアジャミー家とアブー・ジャラダ家との間に婚姻関係が見られるという事実も、このことを示しているのかもしれない [系図 1・2]。

の統制を受けるようになる過程を明らかにする必要もある。これらの点については、機会を改めて論じてみたい。

(京都大学 研修員)

The impact of the Pro-Sunnite policy on the ' *Ulama* ':  
The fortunes of three ' *Ulama* ' families in Aleppo  
from the eleventh through the thirteenth centuries

by

TANIGUCHI Junichi

Until the mid twelfth century, Aleppo was the center of the Shiites in northern Syria. Indeed, Shiites composed the majority of Aleppo's population. From the late eleventh until the early twelfth century, religious leaders of Aleppo—*ulama*—cooperated closely even though they were divided among members of both the Shiite and Sunni sects.

The Abū Jarādas, ninth century immigrants to Aleppo, accepted the legal doctrine of the Sunni-Hanafites. There was invested as Aleppo's magistrate in the first half of the eleventh century, and held this post for five generations. They were Sunnites but nevertheless issued judgments in concurrence with Shiite legal practices. Although the Shiite Hassabs also gained a degree of local influence in the early twelfth century, when they defended Aleppo against the armies of the Crusaders and the Ismā'īlites, this tenth century immigrant family and the Abū Jarāda both clearly preferred defending their local interests to religious sectarianism.

By contrast, the Sāfi'ite 'Ajāmī, who immigrated to Aleppo in the mid-eleventh century, sought to expand their Sunni power base after they received the support of some members of the ruling dynasty early in the twelfth century. Furthermore, the pro-Sunni policy enacted by the Zangid and Ayyubid courts in the mid-twelfth century exacerbated the conflict between the Shiites and the Sunnites and led to a frequent number of violent clashes.

The 'Ajāmī took advantage of this political turmoil and strengthened both their secular and religious power. On the other hand, the Abū Jarāda lost their post as magistrate, but nevertheless they later were able to become professors in some colleges (*madrasas*) in the early thirteenth century. Furthermore, the Abū Jarāda gained some influence in the Ayyubid court. The Hassab fared far worse than either of these

two Sunnite families, and completely lost their power as a result of government oppression. Thus, from the twelfth century onward, under the rule of a pro-Sunnite court, the fate of the *ulama* hinged upon their particular religious affiliations.

## On the historical significance of the “Shangjunshu”

by

SHIBATA Noboru

By focusing his attention on the “Shangjunshu” text, the author analyzes the salient intellectual trends of the Warring States period. The definition of the state as an armed entity capable of defending itself is significant because it illustrates that the concept of “military”, as exemplified by texts such as the “Sunzi” and the “Weiliaozi”, had expanded to include even the most fundamental political entities. Furthermore, concurrent with the expansion of the parameters of this concept of “military”, a highly disciplined military culture was disseminated from the aristocratic (*shi*) class to all orders of Warring State society.